## 小規模個人再生による変更再生計画認可

**平成２０年（再イ）第４０７号**

北海道千歳市寿３丁目５番18号

再生債務者　横田　義明

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月16日

札幌地方裁判所民事第４部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２３年（再ロ）第２号**

群馬県前橋市粕川町深津255番地８

再生債務者　下田　隆志

1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年２月10日まで

4　一般異議申述期間　平成24年２月24日から平成24年３月16日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２３年（再ロ）第４１号**

横浜市瀬谷区二ツ橋町103番地５　メープルマンション三ツ境201号

再生債務者　濱口　正之

1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年２月15日まで

4　一般異議申述期間　平成24年２月29日から平成24年３月７日まで

横浜地方裁判所第３民事部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２３年（再ロ）第８号**

沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目206番地２

再生債務者　國仲　秀明

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月６日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月14日まで

平成24年１月17日

那覇地方裁判所民事第３部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２３年（再ロ）第１００５７号**

東京都練馬区関町南４―22―２―202

再生債務者　原田　敬久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年12月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月17日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（再ロ）第２号**

青森県八戸市大字尻内町字中根市13番地１

再生債務者　松倉　弥生

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月19日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

**平成２３年（再ロ）第９号**

川崎市多摩区栗谷１丁目７番16号

再生債務者　山口　幸久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月19日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 給与所得者等再生による再生計画不認可

**平成２３年（再ロ）第２号**

宮崎市大工２丁目147番地１　サーパス大工町405号

再生債務者　淵上　良一

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成23年11月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。

平成24年１月18日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

## 会社公告

**合併公告**

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十四年一月十七日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年一月二十六日

福島県郡山市朝日二丁目一五番一号

（甲）社団法人郡山医師会

会長　菊池　辰夫

福島県郡山市清水台一丁目二番一号

（乙）財団法人郡山高等看護学院

理事長　菊池　辰夫

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年三月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年五月三十一日

掲載貢　一二三頁（号外第一一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年五月三十一日

掲載貢　一一六頁（号外第一一号）

平成二十四年一月二十六日

東京都千代田区二番町八番地八

（甲）株式会社セブン・フィナンシャルサービス

代表取締役　橋本　玄

東京都千代田区二番町八番地八

（乙）株式会社ヨークインシュアランス

代表取締役　山本　俊介

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しておりますので、この合併により甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併により甲は乙及び丙の全株式を取得します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.sanei.net/company/koukoku.php

（乙）http://www.sanei.net/company/koukoku.php

平成二十四年一月二十六日

東京都世田谷区玉川二丁目二二番一号

（甲）株式会社サンエー・インターナショナル

代表取締役　三宅　孝彦

東京都世田谷区玉川二丁目二二番一号

（乙）株式会社ラストコール

代表取締役　広瀬　聖

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しておりますので、この合併により甲は乙の全株式を所有していますので、この合併により甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲、乙及び丙は会社設立後最初の決算期来の未到来のため確定した最終事業年度はありません。

平成二十四年一月二十六日

東京都千代田区紀尾井町三番一二号紀尾井町ビル

（甲）株式会社エヌオーアンドテイー・ワン　代表取締役　酒井　嘉彦

東京都千代田区紀尾井町三番一二号紀尾井町ビル

（乙）株式会社エヌオーアンドテイー第一興業　代表取締役　山口　敦史

東京都千代田区紀尾井町三番一二号紀尾井町ビル

（丙）株式会社エヌオーアンドテイー第二興業　代表取締役　森　奏太郎